

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第 1 章 新旧対照表
令和 4 年 4 月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第1章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第1章

変更箇所	新	旧	備考
p 1 第1章 第1節 2 計画の性質 (2)	「地震対策編」は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、 <u>さらに</u> 関係機関において別途具体的に定めることを予定している。	「地震対策編」は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、災害発生時_____に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、 <u>更に</u> 関係機関において別途具体的に定めることを予定している。	・ 県地域防災計画の改訂
p 5 第1章 第3節 4 指定地方行政機関の表	中部森林管理局 _____ 東海農政局 _____	中部森林管理局 名古屋事務所 東海農政局 岐阜地域センター	・ 文言の修正 ・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	<u>気象庁（岐阜地方気象台）</u> <u>3 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連開設情報の伝達</u> <u>4 津波警報及び津波情報の伝達</u> <u>5 （略）</u> <u>6 （略）</u> <u>7 （略）</u>	<u>岐阜地方気象台</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>3 （略）</u> <u>4 （略）</u> <u>5 （略）</u>	
p 1 0 第 1 章 第 5 節 亜炭鉱ハザードマップ	別紙 1 参照	別紙 1 参照	・最新版に修正
p 1 1 第 1 章 第 6 節	岐阜県が平成25年2月に発表した「 <u>南海トラフの巨大地震等被害想定調査</u> 」及び <u>平成31年2月に発表した「内陸直下地震に係る深度分布解析・被害想定調査」結果</u> を踏襲する。	岐阜県が平成25年2月に発表した「 <u>東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果</u> 」 を踏襲する。	・東南海・南海地震を南海トラフ地震に修正

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第2章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第2章

変更箇所	新	旧	備考
p 2 3 第2章 第3節 第5項 緊急輸送網の整備 1 計画の方針	大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多いため、災害応急対策を迅速に実施し、 <u>ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。</u>	大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多いため、災害応急対策を迅速に実施し、 <u>要員、物資等の緊急輸送を円滑に行うルート</u> の確保を図るものとする —。	・文言の修正
p 2 5 第2章 第4節 第1項 避難対策 1 計画の方針 2 避難計画の策定 (1) (2)	大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに <u>危険な場所から避難</u> することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。 (1) 避難の_____指示を行う基準 (2) 避難の_____指示の伝達方法	大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに <u>安全な場所に避難</u> することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。 (1) 避難の <u>勧告</u> 又は指示を行う基準 (2) 避難の <u>勧告</u> 又は指示の伝達方法	・県地域防災計画の改訂 ・災害対策基本法の改正
p 2 6 4 指定避難所 (1) 指定避難所の指定	また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所	また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所	・県地域防災計画の改訂 ・避難所運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症対策編】の策定

変更箇所	新	旧	備考
(3) 指定避難所運営マニュアルの策定	の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討するとともに、指定避難所が使用不能となった場合や感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮した上で、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておく。 町、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に指定避難所運営マニュアルを策定する。 <u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう務める。</u>	の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討する_____ _____ _____。 町、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に指定避難所運営マニュアルを策定する。 <u>(追加)</u>	
p 27 10 避難所等におけるホームレスの受入れ	<u>10 避難所等におけるホームレスの受入れ</u> <u>町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等に</u>	<u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
1 1 避難情報の把握	<u>ついて勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u> <u>1 1 避難情報の把握</u> <u>町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。</u>		
1 2 広域避難	<u>1 2 広域避難</u> <u>国、県及び町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努める。</u> <u>(1) 町の役割</u> <u>町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の実態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>受入について、県内の他の市町村に協議する。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。</u> <u>町は、指定避難所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u> <u>(2) 県の役割</u> <u>県は、町から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。</u> <u>県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u> <u>(3) 国の役割</u> <u>国は、都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</u>		
p 3 0 第 7 項 孤立地域防止対策 3 災害に強い道路網の整備	3 <u>孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保</u> 町及び県は、<u>道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採</u>を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。	3 <u>災害に強い道路網の整備</u> 町及び県は、<u>孤立予想地域に通ずる道路の防災対策</u> _____を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。	・ 県地域防災計画の改訂
4 孤立予想地域の実態把握	町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮	町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮	

変更箇所	新	旧	備考
5 備蓄	者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、<u>周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。</u> 県は、<u>孤立集落を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。</u>	者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく _____。 (追加)	
6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約	<u>6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約</u> 県は、<u>別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、町へ周知するものとする。</u>	(追加)	
7 その他	<u>7</u> その他	<u>6</u> その他	
p 3 2 第2章 第5節 第1項 まちの不燃化・耐震化 3 建築物の防災対策 (3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備	町、県及び<u>建築物の所有者等</u>は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のある	町、県及び<u>施設管理者</u> _____は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のある	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
エ その他の安全対策	ブロック塀の除却を進めていくものとする。	ブロック塀の除却を進めていくものとする。	
p 3 5 第 4 項 地盤の液状化対策 4 堤防の液状化対策	強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念される。河川管理者は、 <u>水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に</u> 行う。	強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念される。河川管理者は、 <u>水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切</u> に行う。	・ 文言の修正
p 3 6 第 5 項 災害危険区域の防災事業の推進 6 老朽ため池の整備（ダム）	<u>県及び町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</u>	<u>（追加）</u>	・ 県地域防災計画の改訂
p 3 7 9 亜炭廃坑の陥没予防事業	9 亜炭鉱廃坑の防災対策事業 国は、町及び県の要望を受け、 <u>令和 2 年度「旧鉱物採掘区域防災対策費補助金（南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業）」（令和 2 年度補正予算）を公募し、岐阜県が採択された。</u> <u>南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡</u>	9 亜炭廃坑の陥没予防事業 国は、町及び県の要望を受け、 <u>南海トラフ巨大地震の発生により震度 6 弱以上が予想される地域であって、亜炭採掘跡の陥没の危険性が見込まれる場合において、地盤の脆弱性調査及び地下にある空洞を充てんする工事を支援する「南海ト</u>	・ 最新の状況に更新

変更箇所	新	旧	備考
	対策事業は、南海トラフ巨大が発生した場合に大きな揺れが予想される旧亜炭採掘区域において、地盤のぜい弱性に関する調査を行う事業及び、調査結果により、震度 6 弱の地震により直ちに陥没するような地盤のぜい弱性が極めて高いことを確認し、当該確認された地点について、旧亜炭採掘跡に係る防災工事を行う事業である。 町及び県は、連携して南海トラフ大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の補助金を活用し、地盤ぜい弱性調査や防災工事 _____を推進するものとする。 また、令和 7 年度以降も防災対策事業を継続できるよう国に対して要望していくものとする。	ラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業」 (平成 25 年度補正予算) を新設した _____。 町及び県は、連携してモデル事業 _____ の補助金を活用し、陥没の危険のある廃坑についての調査や埋め戻しなど亜炭廃坑の陥没予防事業を推進するものとする。 また、今後も陥没予防事業が _____ 継続できるよう国に対して要望していくものとする。	
p 4 0 第 2 章 第 1 0 節 大規模停電対策	1 方針 大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。	(追加)	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	<u>2 実施責任者</u> <u>県</u> <u>町</u> <u>防災関係機関</u> <u>事業者</u> <u>3 実施内容</u> <u>(1) 連携の強化</u> <u>県及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。</u> <u>(2) 事前防止対策</u> <u>県、町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。</u> <u>(3) 代替電源の確保</u> <u>県、町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量に</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>しておくことや燃料供給体制を構築する。</u> <u>県及び町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるように関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。</u>		

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第3章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第3章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第3章

変更箇所	新	旧	備考
p 4 5 第3章 第1節 第4項 地震災害情報の収集・伝達 2 地震情報の受理、伝達 (1) 地震情報の発表 (2) 地震情報等の伝達体制 (3) 緊急地震速報の発表、伝達	<u>気象庁（岐阜气象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合又は必要と認める場合は、「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」、「地震回数に関する情報」、「地震活動に関する解説情報」等を発表し伝達する。</u> 町は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。更にその内容に応じた、避難の_____指示等の措置を行う。 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、<u>日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。</u> <u>日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。</u>	<u>岐阜地方气象台</u>は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合又は必要と認める場合は、「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」、「地震回数に関する情報」_____等を発表し伝達する。 町は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。更にその内容に応じた、避難の<u>勧告</u>、指示等の措置を行う。 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し_____、関係機関への提供に努める。 <u>（追加）</u>	・ 文言の修正 ・ 災害対策基本法の改正 ・ 気象業務法第15条及び気象業務法施行令第8条

変更箇所	新	旧	備考
	町は、受信した緊急地震速報を防災行政無線(個別受信機を含む。以下同じ。)等により住民等への提供に努めるものとする。	町は、受信した緊急地震速報を防災行政無線_____等により住民等への提供に努めるものとする。	
p 4 7 3 関係機関からの情報収集 注釈	・ <u>県事務所</u>	・ <u>中濃振興局</u>	・ 現在の名称に変更
p 4 8 4 被害情報の収集、連絡 (2) 情報の連絡手段	(2) <u>情報の整理</u> _____ 県、町等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	(<u>追加</u>) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	・ 県地域防災計画の改訂
p 4 9 (4) 第2次段階において収集すべき被害情報の表	2 避難_____指示又は警戒区域の設定状況	2 避難 <u>勧告</u> 、指示又は警戒区域の設定状況	・ 災害対策基本法の改正
p 5 0	町は、地域内に地震災害が発生した場合	町は、地域内に地震災害が発生した場合	・ 現在の名称に変更

変更箇所	新	旧	備考
(5) 被害調査の報告及び追加措置 ア 被害状況等の報告方法	合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告する。災害情報及び被害状況の報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（<u>県事務所等</u>）に応援を求めて行う。 なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各部により調査班を編成し、一般対策編第 3 章第 4 節第 2 項「災害情報収集等の計画」に定める区分により被害調査を行う。	合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告する。災害情報及び被害状況の報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（<u>県振興局等</u>）に応援を求めて行う。 なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各部により調査班を編成し、一般対策編第 3 章第 4 節第 2 項「災害情報収集等の計画」に定める区分により被害調査を行う。	
p 5 7	イ 応急対策	イ 応急対策	・ 災害対策基本法の改正

変更箇所	新	旧	備考
第3章 第2節 第9項 公共施設の応急対策 2 施設別応急対策 (3) 土砂災害防止施設の応急対策 イ 応急対策	町は、被害が拡大しないようクラック、 滑落のある箇所についてビニールシート で覆う等応急処置を行う。被害が拡大す るおそれがある箇所には、観測機器を設 置し、異常が発生すれば避難指示を行う 体制整備するよう努めるものとする。	町は、被害が拡大しないようクラック、 滑落のある箇所についてビニールシート で覆う等応急処置を行う。被害が拡大す るおそれがある箇所には、観測機器を設 置し、異常が発生すれば避難勧告を行う 体制整備するよう努めるものとする。	
p 5 9 第3章 第3節 第1項 災害広報計画 2 災害広報の実施 (1) ウ 広報の内容	ウ 広報の内容 地震災害の発生状況、避難に関する情 報（指定緊急避難場所又は指定避難所、 避難情報 等）、 応急対策活動の 状況、被災者生活支援に関する情報、そ の他住民の生活に関することなど、被災 者のニーズに応じたきめ細やかな情報を 提供する。その際、情報の混乱を避ける ため、関係機関と十分に連携を保つもの とする。	ウ 広報の内容 地震災害の発生状況、避難に関する情 報（指定緊急避難場所又は指定避難所、 避難勧告・指示等）、災害応急対策活動の 状況、被災者生活支援に関する情報、そ の他住民の生活に関することなど、被災 者のニーズに応じたきめ細やかな情報を 提供する。その際、情報の混乱を避ける ため、関係機関と十分に連携を保つもの とする。	・ 災害対策基本法の改正
p 7 2 第14項 災害警備活動 3 警備対策の具体的な運用	県警察の警備対策の具体的な運用につ いては、 <u>岐阜県警察災害警備計画</u> によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をと り対策を講ずる。	県警察の警備対策の具体的な運用につ いては、 <u>岐阜県警察警備実施規程、岐阜 県警察大震災警備実施計画</u> によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をと り対策を講ずる。	・ 県地域防災計画の改訂
p 7 3	1 方針	(追加)	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
第15項 大規模停電対策	<u>大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。</u> <u>2 実施責任者</u> <u>県</u> <u>町</u> <u>防災関係機関</u> <u>3 実施内容</u> <u>(1) 広報</u> <u>県、町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。</u> <u>また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。</u> <u>ア 停電及び停電に伴う災害の状況</u> <u>イ 関係機関の災害応急対策に関する情報</u> <u>ウ 停電の復旧の見通し</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>エ 避難の必要性等、地域に与える影響</u> <u>オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報</u> <u>カ その他必要な事項</u> <u>(2) 応急対策</u> <u>県、町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。</u> <u>また、復旧計画等の情報共有を図る。</u> <u>県は、電源車や電気自動車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</u> <u>(3) 電力供給</u> <u>電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。</u> <u>(4) 通信機器等の充電</u> <u>県、町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有し</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>ている被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。</u>		

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第4章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第4章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第4章

変更箇所	新	旧	備考
p 7 6 第4章 第3節 3 個人被災者への資金援助等 (3) り災証明書の交付	<u>県は、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u> 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。り災証明の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なくり災証明書を交付する。そのため、速やかに、り災証明書の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法について習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。	<u>(追加)</u> 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。り災証明の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なくり災証明書を交付する。そのため、速やかに、り災証明書の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法について習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。	・ 県地域防災計画の改訂

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第4章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第4章

変更箇所	新	旧	備考
	<u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u>	<u>(追加)</u>	

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第5章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
p 9 0 第 5 章 第 2 節 第 7 項 事前避難対策 1 計画の方針	警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えてあらかじめ指定された指定避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難の_____指示の検討を行い、必要に応じて自治会及び自主防災組織と連携し、警察の協力を得て、迅速、的確な避難対策を実施する。また、指定避難所での病人等応急救護を必要とする者に対する応急救護所の開設準備も併せて行うものとする。	警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えてあらかじめ指定された指定避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難の <u>勧告</u> 、指示の検討を行い、必要に応じて自治会及び自主防災組織と連携し、警察の協力を得て、迅速、的確な避難対策を実施する。また、指定避難所での病人等応急救護を必要とする者に対する応急救護所の開設準備も併せて行うものとする。	・災害対策基本法の改正
2 事前措置の実施	(1) 避難の_____指示 災対法第 60 条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難の_____指示を行う。この場合において、その措置を町長が行ういとまがないときは、可児警察署へ避難の実施について要請する。 (2) 避難の_____指示の内容は次のとおりである。 エ 避難_____指示の理由	(1) 避難の <u>勧告又は指示</u> 災対法第60条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難の <u>勧告又は指示</u> を行う。この場合において、その措置を町長が行ういとまがないときは、可児警察署へ避難の実施について要請する。 (2) 避難の <u>勧告・指示</u> の内容は次のとおりである。 エ 避難 <u>勧告又は指示</u> の理由	

変更箇所	新	旧	備考
p 9 7 第 1 3 項 生活関連施設対策 2 水道 (1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給	飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて_____緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、<u>飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持</u>_____する。	飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて<u>各所における緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保</u>する。	・ 県地域防災計画の改訂
p 9 8 5 公衆電気通信（電話）の確保	これにより、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び<u>災害用伝言板「web171」</u>_____を提供して安否確認に必要な措置をとる。	これにより、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び<u>災害用ブロードバンド伝言板「web171」</u>を提供して安否確認に必要な措置をとる。	

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第6章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第6章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第6章

変更箇所	新	旧	備考
p 1 0 7 第6章 第5節	<u>第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</u> <u>第1項 趣旨</u> <u>南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定める。</u> <u>第2項 防災対応の基本的な考え方</u> <u>県及び町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討する。</u> <u>住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は</u>	(追加)	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新		旧	備考
	<u>自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。</u> <u>住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ること</u> <u>を基本とする。</u> <u>また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げること</u> <u>を基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続する。</u>			
	住民等	日頃からの地震への再確認の例 ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認 手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など できるだけ安全な行 ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ		

変更箇所	新			旧	備考
		<u>動の例</u> 安全な場所で生活 ・すぐに避難できる <u>準備（非常持出品等）</u> ・危険なところ だけで近づかない など			
	<u>企業</u> <u>日頃からの地震への再確認の例</u>	・安否確認手段の 確認 ・什器の固定・落下 防止対策の確認 ・食料や燃料等の備 蓄の確認 ・災害物資の集積場 所等の災害拠点の 確認 ・発災時の従業員の 役割分担の確認 など			
	第3項 南海トラフ地震臨時情報 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海				

変更箇所	新	旧	備考
	<u>トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。</u>		
	<u>○南海トラフ地震臨時情報の種類</u>		
	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>	<u>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合</u>	
	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>	
	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	
	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれ</u>	

変更箇所	新	旧	備考
	報（調査終了） にも当てはまらない現象と評価した場合 ○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ 図 略 第4項 防災対応をとるべき期間 県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。 また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラ		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>フ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。</u> <u>○防災対応の流れ</u> <u>図 略</u> <u>○巨大地震警戒対応における情報の流れ</u> <u>図 略</u> <u>第6 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制</u> <u>第1 項 県及び町の体制</u>	<u>(追加)</u>	

変更箇所	新	旧	備考									
	<u>県及び町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとる。</u> <u>ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたる。</u> ○県及び町の防災体制等 <table><tr><th>情報名</th><th>県の防災体制等</th><th>町の防災体制等</th></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u></td><td><u>危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、町及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始</u></td><td><u>防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始</u></td></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時</u></td><td><u>災害対策本部＜構成＞</u> <u>本部長：知事</u> <u>メンバー：副</u></td><td><u>災害対策本部＜構成＞</u> <u>本部長：町長</u> <u>メンバー：副</u></td></tr></table>	情報名	県の防災体制等	町の防災体制等	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>	<u>危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、町及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始</u>	<u>防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始</u>	<u>南海トラフ地震臨時</u>	<u>災害対策本部＜構成＞</u> <u>本部長：知事</u> <u>メンバー：副</u>	<u>災害対策本部＜構成＞</u> <u>本部長：町長</u> <u>メンバー：副</u>		
情報名	県の防災体制等	町の防災体制等										
<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>	<u>危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、町及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始</u>	<u>防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始</u>										
<u>南海トラフ地震臨時</u>	<u>災害対策本部＜構成＞</u> <u>本部長：知事</u> <u>メンバー：副</u>	<u>災害対策本部＜構成＞</u> <u>本部長：町長</u> <u>メンバー：副</u>										

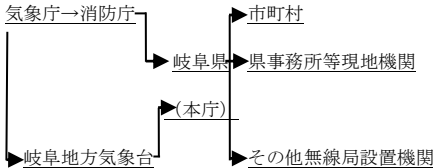
変更箇所	新			旧	備考
	<u>時情</u> <u>報</u> <u>(巨</u> <u>大地</u> <u>震警</u> <u>戒)</u>	<u>本部長（副知</u> <u>事）、本部員</u> <u>＜内容＞</u> <u>・本部長から</u> <u>町長に対し、</u> <u>緊急災害対策</u> <u>本部長（内閣</u> <u>総理大臣）指</u> <u>示を伝達</u> <u>・気象庁から</u> <u>の情報、緊急</u> <u>災害対策本部</u> <u>会議の結果を</u> <u>全庁に情報共</u> <u>有</u> <u>【各部におけ</u> <u>る対応状況の</u> <u>確認】</u>	<u>本部長（副町</u> <u>長、教育長）</u> <u>本部員</u> <u>＜内容＞</u> <u>・本部長（指</u> <u>示）の伝達を</u> <u>受け、各部局</u> <u>からこれまで</u> <u>の対応状況や</u> <u>今後の取り組</u> <u>みを報告し、</u> <u>全庁的に情報</u> <u>共有・確認</u> <u>・気象庁から</u> <u>の情報、政府</u> <u>の緊急災害対</u> <u>策本部会議の</u> <u>結果を全庁的</u> <u>に情報共有</u> <u>【各部局にお</u> <u>ける対応状況</u> <u>の確認】</u>		

変更箇所	新			旧	備考
		・ <u>情報収集・連絡体制の確認</u> ・ <u>所管する防災上重要な施設等の点検</u> ・ <u>地震発生後の応急対策の確認</u>	・ <u>情報収集・連絡体制の確認</u> ・ <u>所管する防災上重要な施設等の点検</u> ・ <u>地震発生後の応急対策の確認</u>		
	<u>南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震 注意)</u>	<u>岐阜県災害警戒会議</u> <u><構成></u> <u>トップ：危機管理部長</u> <u>メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会議務局総務課長</u>	<u>町災害警戒本部会議</u> <u><構成></u> <u>本部長：町長</u> <u>メンバー：副本部長（副町長、教育長）</u> <u>本部員</u>		

変更箇所	新		旧	備考
		※ 必要に応じ、副知事(危機管理担当)が出席 <内容> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・	<内容> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・	

変更箇所	新		旧	備考
		<u>連絡体制の確認</u> <u>・所管する防災上重要な施設等の点検</u> <u>・地震発生後の応急対策の確認</u>	<u>連絡体制の確認</u> <u>・所管する防災上重要な施設等の点検</u> <u>・地震発生後の応急対策の確認</u>	
	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u>	<u>危機管理部は、庁内各部署、町、県事務所へ連絡し、情報を共有</u>	<u>防災担当部局は、関係部局と情報共有</u>	
	<u>※県支部については、上記に準じて必要の体制をとるものとする。</u>			
	<u>第2項 運営等</u> <u>県災害対策本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条</u>			

変更箇所	新	旧	備考
	<u>例、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に定めるところによる。</u> <u>なお、岐阜県災害警戒会議の組織、運営等については、別に定める。</u> <u>町は、町災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておく。</u> <u>第7節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</u> <u>1 方針</u> <u>南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。</u> <u>2 実施責任者</u> <u>岐阜地方気象台</u> <u>県</u> <u>町</u> <u>防災関係機関</u> <u>事業者</u> <u>3 実施内容</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達</u> <u>ア 伝達経路及び方法</u> <u>南海トラフ地震臨時情報の町及</u>	(追加)	

変更箇所	新	旧	備考
	<u>び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。</u> 消防庁 FAX 県防災行政無線  <u>イ 住民等への伝達方法</u> <u>南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達する。</u> <u>高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保する。</u> <u>外国人に対しては、ホームペー</u>		

変更箇所	新	旧	備考			
	<u>ジやSNS等様々な手段を活用する。</u> <u>ウ 住民等への伝達内容</u> <u>県及び町は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示す。</u> <u>また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知する。</u> <u>○具体的にとるべき行動</u> <table><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u></td><td><u>発表時</u></td><td><u>・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ</u> <u>・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど</u></td></tr></table>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>発表時</u>	<u>・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ</u> <u>・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど</u>		
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>発表時</u>	<u>・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ</u> <u>・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど</u>				

変更箇所	新			旧	備考
		<u>1 週間後</u>	<u>・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ</u> <u>・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど</u>		
		<u>2 週間後</u>	<u>・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など</u>		
	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>発表時</u>	<u>・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など</u>		
	<u>報（巨大地震注意）</u>	<u>1 週間後</u>	<u>・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など</u>		
	<u>エ 問い合わせ窓口</u> 県及び町は、住民等からの問い合				

変更箇所	新	旧	備考
	<u>わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておく。</u> <u>第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策</u> <u>第1項 避難対策</u> <u>1 方針</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。</u> <u>2 実施責任者</u> <u>県</u> <u>町</u> <u>学校等</u> <u>施設管理者</u> <u>3 実施内容</u> <u>(1) 事前の避難</u> <u>事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、町は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実</u>	<u>(追加)</u>	

変更箇所	新	旧	備考
	<u>情に合わせた適切な避難対策を実施する。ただし、亜炭鉱廃坑などの町固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加する。</u> <u>ア 急傾斜地等における土砂災害</u> <u>町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。</u> <u>その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すな</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>ど適切な措置を講じる。</u> <u>町は、土砂災害の不安があっても</u> <u>自ら避難することが困難な入居者が</u> <u>いる土砂災害警戒区域内の要配慮者</u> <u>利用施設の施設管理者に、土砂災害</u> <u>防止法に基づき作成される避難確保</u> <u>計画に南海トラフ地震臨時情報（巨</u> <u>大地震警戒）が発表された場合の対</u> <u>応を位置づけるよう働きかけること</u> <u>とし、施設管理者は適切な措置の実</u> <u>施に努めるものとする。</u> <u>イ 海拔ゼロメートル地帯における</u> <u>堤防沈下に伴う河川水越流による</u> <u>浸水害</u> <u>町は、後発地震発生後、堤防沈下</u> <u>による河川水の越流により短時間で</u> <u>浸水の発生が想定される地域（30cm</u> <u>以上の浸水が 30 分以内に生じる地</u> <u>域）の住民等に対し、後発地震の発</u> <u>生に備え、個々の状況に応じて身の</u> <u>安全を守るための行動をとるよう呼</u> <u>びかける。</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>その上で、当該地域の避難行動要支援者に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。</u> <u>ウ 耐震性の不足する住宅の倒壊</u> <u>町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。</u> <u>県及び町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</u> <u>上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できる</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>だけ安全な行動」をとるよう周知する。</u> <u>(2) 避難先の確保、避難所の運営</u> <u>住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保する。</u> <u>町は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討する。</u> <u>避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づける。</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知する。</u> <u>ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること</u> <u>イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること</u> <u>ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること</u> <u>(3) 学校等</u> <u>学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。</u> <u>第2項 関係機関のとりべき措置</u> <u>1 方針</u> <u>関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。</u> <u>2 実施責任者</u> <u>県</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>県警察</u> <u>町</u> <u>防災関係機関</u> <u>学校等</u> <u>施設管理者</u> <u>3 実施内容</u> <u>(1) 消防機関等の活動</u> <u>町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定める。</u> <u>県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。</u> <u>ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達</u> <u>イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>ウ 火災発生の防止、初期消火につ</u> <u>いての住民等への広報</u> <u>エ 自主防災組織等の活動に対する</u> <u>指導</u> <u>オ 施設等が実施する地震防災応急</u> <u>対策に対する指導</u> <u>カ 気象情報の収集、水害予防のた</u> <u>めの出水予測や警戒、必要な機関</u> <u>への情報の伝達</u> <u>キ 地震と出水の同時発生が想定さ</u> <u>れる場合は、重要水防箇所や液状</u> <u>化の予想される地区の堤防など留</u> <u>意すべき施設の点検や水防活動の</u> <u>ため必要な準備</u> <u>ク 水防活動に必要な資機材の備蓄</u> <u>量の点検や補充、国・県・市や他</u> <u>の水防管理団体と連絡を密にし、</u> <u>不測の事態への備え</u> <u>(2) 警備対策</u> <u>県警察は、南海トラフ地震臨時情報</u> <u>(巨大地震警戒)等が発表された場合</u> <u>において、犯罪及び混乱の防止等に関</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</u> <u>ア 正確な情報の収集及び伝達</u> <u>イ 不法事案等の予防及び取締り</u> <u>ウ 地域防犯団体、警備業者等の</u> <u>行う民間防犯活動に対する指導</u> <u>(3) 水道</u> <u>飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。</u> <u>(4) 電気</u> <u>電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>(5) ガス</u> <u>ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</u> <u>また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。</u> <u>(6) 通信</u> <u>電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。</u> <u>また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。</u> <u>(7) 放送</u> <u>放送は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な伝達</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</u> <u>このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。</u> <u>なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。</u> <u>(8) 金融</u> <u>金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。</u> <u>(9) 交通</u> <u>ア 道路</u> <u>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。</u> <u>県及び町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。</u> <u>イ 鉄道</u> <u>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。</u> <u>あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>た場合の運行規制等の情報について 情報提供するものとする。</u> <u>ウ 滞留旅客等への対応</u> <u>町は、南海トラフ地震臨時情報(巨 大地震警戒)等が発表された場合に おける滞留旅客等の保護等のため、 避難所の設置や帰宅支援等必要な対 策を定める。</u> <u>県においては、対策等の結果生じ る滞留旅客等に対する具体的な避難 誘導、保護並びに食料等のあっせん、 町が実施する活動との連携体制等の 措置を行うものとする。</u> <u>(10)県自らが管理等を行う道路、河川 その他の施設に関する対策</u> <u>ア 不特定かつ多数の者が出入り する施設</u> <u>県が管理する道路、河川、庁舎、 会館、社会教育施設、社会体育施 設、社 会福祉施設、博物館、美 術館、図書館、水族館、病院、学 校等の次の管理上の措置、体制を</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>とるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。</u> 1) <u>各施設に共通する事項</u> a <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達</u> b <u>入場者等の安全確保のための退避等の措置</u> c <u>施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u> d <u>出火防止措置</u> e <u>水、食料等の備蓄</u> f <u>消防用設備の点検、整備</u> g <u>非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u> h <u>各施設における緊急点検、巡視</u> 2) <u>個別事項</u> a <u>橋梁、トンネル及び法面等</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>に関する道路管理上の措置</u> b <u>水門及び閘門の閉鎖手順</u> <u>の確認又は閉鎖等津波の発</u> <u>生に備えて講じるべき措置</u> c <u>病院においては、患者等の</u> <u>保護等の方法について、各々</u> <u>の施設の耐震性を十分に考</u> <u>慮した措置</u> d <u>学校等にあつては、次の掲</u> <u>げる事項</u> ・<u>児童生徒等に対する保護の</u> <u>方法</u> ・<u>事前の避難を促す地域内に</u> <u>ある場合は、避難経路、避</u> <u>難誘導方法、避難誘導実施</u> <u>責任者等</u> e <u>社会福祉施設にあつては、</u> <u>次に掲げる事項</u> ・<u>入所者等の保護及び保護者</u> <u>への引き継ぎの方法</u> ・<u>事前の避難を促す地域内に</u> <u>ある場合は、避難経路、避</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>難誘導方法、避難誘導実施責任者等</u> イ <u>災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u> a <u>災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(10)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u> <u>また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</u> ・<u>自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u> ・<u>無線通信機等通信手段の確保</u> ・<u>災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>b 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u> <u>c 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。</u> <u>ウ 工事中の建築物等に対する措置</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。</u> <u>第9節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策</u> <u>1 方針</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災</u>	<u>(追加)</u>	

変更箇所	新	旧	備考
p 1 0 8 第 6 章 第 6 節 2 実施内容	<u>行動をとれるよう対策を実施する。</u> <u>2 実施責任者</u> <u> <u> 県</u></u> <u> <u> 町</u></u> <u> <u> 防災関係機関</u></u> <u>3 実施内容</u> <u> 県及び町は、南海トラフ地震臨時情報</u> <u> （巨大地震注意）等が発表された場合に</u> <u> は、住民等に対し、日頃からの地震への</u> <u> 備えを再確認する等の防災対応をとる旨</u> <u> を呼びかける。</u> <u> 県自らが管理する施設は、施設・設備</u> <u> 等の点検等日頃からの地震への備えを再</u> <u> 確認するものとする。</u> <u> 防災関係機関は、自ら管理する施設・</u> <u> 設備等の点検等日頃からの地震への備え</u> <u> を再確認するものとする。</u> <u>第 1 0 節（略）</u> <u>第 1 1 節</u> <u> 町は、職員等に対して、その果たすべ</u>	<u>第 5 節（略）</u> <u>第 6 節</u> <u> 町は、地震災害応急対策業務に従事す</u>	

変更箇所	新	旧	備考
(1) 町職員に対する教育	<u>き役割等に相応した地震防災上の教育</u> _____を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 <u>ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>ウ 地震及び津波に関する一般的な知識</u> <u>エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> <u>オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>キ 今後南海トラフ地震対策として取</u>	<u>る職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>(追加)</u> <u>ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等_____に関する知識</u> <u>イ 地震_____に関する一般的な知識</u> <u>ウ 地震_____が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> <u>エ _____職員等が果たすべき役割</u> <u>オ 地震_____防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>カ 今後地震_____対策として取</u>	

変更箇所	新	旧	備考
(2) 住民等に対する教育	り組む必要のある課題 町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。 <u>また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。</u> <u>ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動</u> <u>イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>ウ 地震及び津波に関する一般的な知</u>	り組む必要のある課題 町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等_____に関する知識</u> <u>イ 地震等_____に関する一般的な知</u>	

変更箇所	新	旧	備考
	識 エ <u>南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u> オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) <u>(削除)</u> ケ・コ (略)	識 ウ <u>地震</u> _____が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク <u>避難生活に関する知識</u> ケ・コ (略)	

地震対策編

別紙

新旧対照表

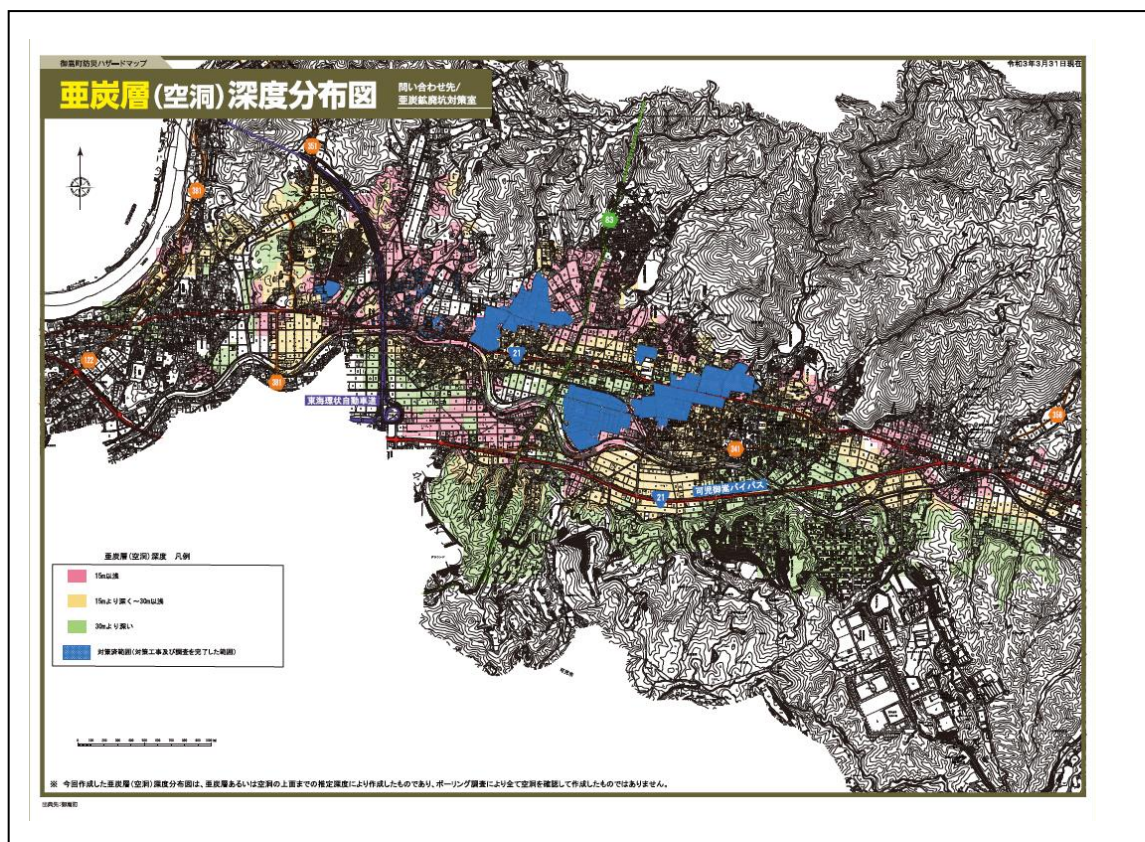
p 1 0

第1章 第5節 御嵩町の断層等の概要

亜炭鉱ハザードマップ

新

亜炭層(空洞)深度分布図



旧

亜炭鉱ハザードマップ

